

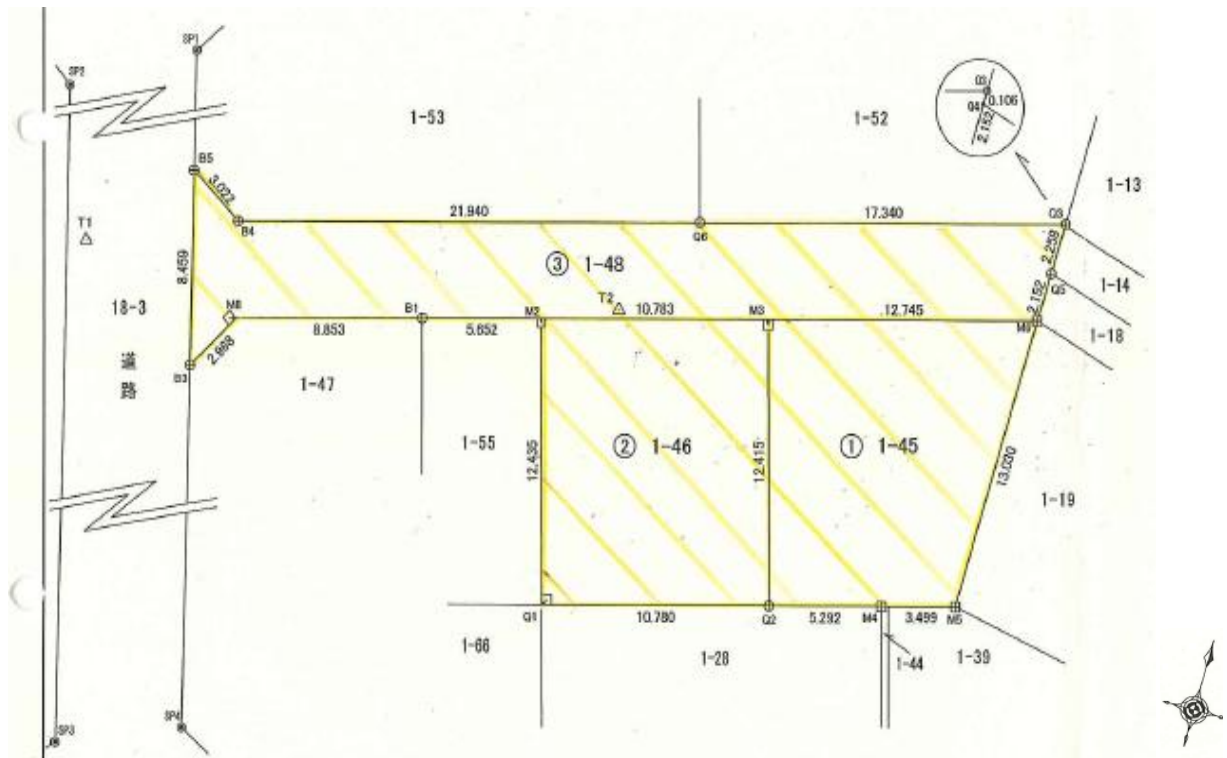
# 物 件 調 書

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                     |                                            |                                              |      |                |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------|------|----------------|
| 物 件 名                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 旧県土整備事業用代替地                                                                                         |                                            |                                              |      |                |
| 所 在 地                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 大和市代官二丁目1番45、1番46、1番48（1番48は持分2分の1）                                                                 |                                            |                                              |      |                |
| 住 居 表 示                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 未実施                                                                                                 |                                            |                                              |      |                |
| 地積(実測)                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1番45 133.75㎡<br>1番46 133.95㎡<br>1番48 175.52㎡<br>※1番48は持分2分の1                                        | 地 目                                        | 1番45 畑(現況:宅地)<br>1番46 畑(現況:宅地)<br>1番48 公衆用道路 | 形 状  | 旗竿形状<br>共有私道あり |
| 接 面 道 路 の<br>幅 員 及 び 構 造 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1番45、1番46は、北西側で幅員約4.2mの共有私道（1番48）とほぼ等高に約24m接します。当該私道は西端で幅員約6mの市道とスロープで接続し、東端で幅員約4mの私道と、約0.6m低く接します。 |                                            |                                              |      |                |
| 法令等に基づく制限等               | 都市計画法<br><br>建築基準法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 区域区分                                                                                                | 市街化区域                                      |                                              |      |                |
|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 用途地域                                                                                                | 準工業地域                                      |                                              |      |                |
|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 建ぺい率                                                                                                | 60%                                        | 容 積 率                                        | 200% |                |
|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | その他規制                                                                                               | 詳しくは厚木土木事務所東部センターへお問い合わせください。              |                                              |      |                |
|                          | 文化財保護法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 埋蔵文化財包蔵地域の有無                                                                                        | 無                                          |                                              |      |                |
|                          | その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                     |                                            |                                              |      |                |
| 私道の負担等<br>に関する事項         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 負担の有無                                                                                               | 無                                          | 供給処理<br><br>施設の状況                            | 電 気  | 可              |
|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 負担の内容                                                                                               |                                            |                                              | 上水道  | 可              |
|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                     |                                            |                                              | 下水道  | 可              |
|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                     |                                            |                                              | 都市ガス | 可              |
| 交 通 機 関                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 鉄 道                                                                                                 | 小田急江ノ島線<br>桜ヶ丘駅から南西へ約1.3km、高座渋谷駅から北西へ1.7km |                                              |      |                |
|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | バ ス                                                                                                 | 神奈川中央交通「代官二丁目」より徒歩約4分                      |                                              |      |                |
| 参<br>考<br>事<br>項         | ○敷地は、更地となっています。<br>○敷地は概ね平坦ですが、私道西端の約11mはスロープとなっています。<br>○1番48は、延長約41mのうち、西端から34.4mが建築基準法第42条第1項第5号道路（位置指定道路）で、1番45、1番46はこれに接道しています。<br>○1番45及び1番46には、伐採した梅の木（6本）の切り株が存し、また管理用の木柵が設置されていますが、現況における引渡しとなります。<br>○上水道、下水道とも、西方の市道下に本管が埋設されています。管の引き込みについては、神奈川県企業庁大和水道営業所（上水道）、大和市河川・下水道整備課（下水道）にご確認ください。<br>○近隣の主な公共施設は、大和市役所渋谷分室（約1.7km）、大和市役所桜ヶ丘連絡所（約1.3km）、市立福田小学校（約900m）、市立引地台中学校（約1.8km）、大和福田郵便局（約750m）、桜ヶ丘中央病院（約1.3km）があります。<br>○本敷地については、地耐力調査、地中埋設物調査及び土壌調査は実施していません。<br>○北方でコンクリートミキサ車の業務用駐車場と隣接しており、車両の出入りがあります。 |                                                                                                     |                                            |                                              |      |                |

# 案 内 図



# 明 細 図



# 求積表

| 地番   | ① 1-45         | 地目             | 畑                                                     | 公簿面積   | 133 m <sup>2</sup> |
|------|----------------|----------------|-------------------------------------------------------|--------|--------------------|
| 所有者  | 神奈川県           |                |                                                       |        |                    |
| NO   | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | X <sub>n</sub> ・(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) | 距離     |                    |
| M5   | 495.832        | 543.960        | 1891.103248                                           | 13.030 |                    |
| M6   | 508.854        | 544.403        | -6022.287090                                          | 12.745 |                    |
| M3   | 505.436        | 532.125        | -4505.456504                                          | 12.415 |                    |
| Q2   | 493.485        | 535.489        | 4176.857040                                           | 5.292  |                    |
| M4   | 494.896        | 540.589        | 4192.264016                                           | 3.499  |                    |
| 合計   |                |                | -267.519290                                           |        |                    |
| 合計面積 |                |                | 133.7596450                                           |        |                    |
| 地積   |                |                | 133.75 m <sup>2</sup>                                 |        |                    |

| 地番   | ② 1-46         | 地目             | 畑                                                     | 公簿面積   | 133 m <sup>2</sup> |
|------|----------------|----------------|-------------------------------------------------------|--------|--------------------|
| 所有者  | 神奈川県           |                |                                                       |        |                    |
| NO   | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | X <sub>n</sub> ・(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) | 距離     |                    |
| Q2   | 493.485        | 535.489        | 3466.732125                                           | 12.415 |                    |
| M3   | 505.436        | 532.125        | -6955.304796                                          | 10.789 |                    |
| M2   | 502.578        | 521.728        | -3530.610450                                          | 12.436 |                    |
| Q1   | 490.609        | 525.100        | 6751.270449                                           | 10.780 |                    |
| 合計   |                |                | -267.912672                                           |        |                    |
| 合計面積 |                |                | 133.9563360                                           |        |                    |
| 地積   |                |                | 133.95 m <sup>2</sup>                                 |        |                    |

| 地番   | ③ 1-48         | 地目             | 公衆用道路                                                 | 公簿面積   | 176 m <sup>2</sup> |
|------|----------------|----------------|-------------------------------------------------------|--------|--------------------|
| 所有者  | 神奈川県 (1/1)     |                |                                                       |        |                    |
| NO   | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | X <sub>n</sub> ・(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) | 距離     |                    |
| B4   | 502.745        | 506.733        | -11928.630615                                         | 3.022  |                    |
| B5   | 504.305        | 504.145        | -259.212770                                           | 8.459  |                    |
| B3   | 496.104        | 506.219        | 1793.912064                                           | 2.988  |                    |
| M8   | 498.663        | 507.761        | 5018.544432                                           | 8.853  |                    |
| B1   | 501.061        | 516.283        | 6998.318987                                           | 5.652  |                    |
| M2   | 502.578        | 521.728        | 7961.840676                                           | 10.783 |                    |
| M3   | 505.436        | 532.125        | 11460.761300                                          | 12.745 |                    |
| M6   | 508.854        | 544.403        | 6291.470856                                           | 2.152  |                    |
| Q5   | 511.004        | 544.489        | 89.936704                                             | 2.258  |                    |
| Q3   | 513.260        | 544.579        | -8528.841420                                          | 17.340 |                    |
| Q6   | 508.618        | 527.872        | -19249.156828                                         | 21.940 |                    |
| 合計   |                |                | -351.056614                                           |        |                    |
| 合計面積 |                |                | 175.5283070                                           |        |                    |
| 地積   |                |                | 175.52 m <sup>2</sup>                                 |        |                    |

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 総合計面積 | 443.2442880 m <sup>2</sup> |
|-------|----------------------------|

## 随 時 募 集 申 込 要 領

一般競争入札で不調となった物件について、先着順で購入の申込みを受け付けます。  
売却物件は次のとおりです。購入を希望される方は、次の事項をご承知のうえ、お申込みください。

### 1 随時募集物件 ※物件の詳細は「物件調書」をご確認ください。

| 物件名・所在地                                       | 地目                                           | 面積                                                               | 売却価格         | 用途地域  |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------|-------|
| 旧県土整備事業用代替地<br>大和市代官二丁目<br>1番45、1番46、<br>1番48 | 1番45 畑(現況:宅地)<br>1番46 畑(現況:宅地)<br>1番48 公衆用道路 | 1番45 133.75㎡<br>1番46 133.95㎡<br>1番48 175.52㎡<br>※1番48は持分<br>2分の1 | 31,300,000 円 | 準工業地域 |

### 2 申込方法等

#### (1) 申込方法

次の必要書類に適宜必要事項を記載の上、(5)の受付場所に直接持参してお申込みください（代理人による申込みもできます）。

郵便（メール便等含む）、ファクシミリ、Eメール等による申込みはできません。

#### (2) 必要書類

① 普通財産譲渡申込書（実印を押印してください）（別添様式をお使いください）

② 住民票等（3か月以内に発行されたものを、各1通ご用意ください。）

ア 個人の場合

- ・住民票
- ・印鑑証明書

イ 法人の場合

- ・法人の登記事項を証明する書類（履歴事項全部証明書）
- ・印鑑証明書

③ 神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書（別添様式をお使いください）

④ （代理人による申込みの場合）委任状（別添様式をお使いください。）

代理人による申込みの場合には、申込者の委任状が必要になります。

（申込者の印は、実印を押印してください。）

#### (3) 申込受付期間

平成29年4月17日（月）から平成29年9月29日（金）まで

※ 閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）は受付を行いません。

受付時間は、9時から17時まで（12時から13時を除く）とします。

#### (4) 購入者の決定方法

受付の先着順とします。

受付開始時刻に、複数の購入希望者が受付窓口にいる場合は、くじを引いていただき、その結果により契約候補者を決定します。

不正な申込みがあった場合は、その申込みを無効とすることがあります。その際は、次順位の購入希望者を契約候補者に繰り上げます。

なお、書類に不備のある場合は、受付できません。

#### (5) 受付場所（問い合わせ先）

横浜市中区日本大通 1 県庁新庁舎 12 階

神奈川県県土整備局事業管理部 用地課 財産管理グループ

電話 045 (210) 6154

#### (6) 申込みに当たっての留意事項

ア 所有権移転登記の際に共有の希望がある場合、共有予定者全員の連名で申込みを行ってください。

その際は代表者を定め、申込者の筆頭に書いてください。

イ 対象地は現況のまま引渡しとなります。詳細は物件調書をご参照ください。

### 3 申込者の資格

次の事項に該当する者は申込みをすることはできません。

(1) 土地売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 県との契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 県の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 県の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は県との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項（監督又は検査）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて県との契約を履行しなかった者

カ 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「条例」という。) 第 2 条第 2 号から第 5 号（以下「暴力団等」という。）に該当すること及び条例第 23 条に違反したこと並びに暴力団等と密接な関係を有することが判明した者

キ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

#### 4 売買契約の締結

購入予定者は、神奈川県が申込者の資格について確認を行った後、14日以内に売買契約を締結していただきます。

#### 5 売買代金の支払い方法について

購入者は、契約日より30日以内に売買代金を一括納付していただきます。

納入方法は、県が発行する納入通知書により指定金融機関（ゆうちょ銀行を除く）に納付してください。

参考：県指定の金融機関一覧

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7211/>

#### 6 所有権の移転等について

##### (1) 所有権移転の時期

売買代金完納時に神奈川県から購入者に所有権が移転したものとし、直ちに物件を現況のまま引き渡します。

##### (2) 所有権の移転登記手続き

所有権の移転登記手続きは、県が行います。

##### (3) 購入者が負担する諸費用

売買契約書に添付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税などの費用は、購入者の負担になります。金額についてはお問い合わせください。

#### 7 その他

##### (1) 申込みの際の書類の完備について

書類に不足、不備があると受付けできませんので、お申込みの際は漏れ等がないよう確認願います。

##### (2) 引渡しについて

現況のまま引き渡しますので、物件調書及び現地をご確認ください。なお、物件調書、地積測量図等と現況が異なる場合には現況を優先します。

#### 別添：様式

- 1 普通財産譲渡申込書
- 2 委任状
- 3 神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書
- 4 県有財産売買契約書（案）

## 普通財産譲渡申込書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

申込者 住所

氏名

印

※ 印鑑は実印を押印すること

次のとおり普通財産の譲渡を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。  
なお、申し込み資格に関して、要領に記載されている除外事項に該当しないことを誓約します。

### 1 譲渡を希望する財産

- (1) 名 称 旧県土整備事業用代替地
- (2) 所 在 地 大和市代官二丁目 1 番45、1 番46、1 番48
- (3) 種 類 土地
- (4) 地 目 畑 (1 番45、1 番46)、公衆用道路 (1 番48)
- (5) 数 量 1 番45 133.75平方メートル  
1 番46 133.95平方メートル  
1 番48 175.52平方メートル (持分 2 分の 1)

### 2 使用目的

### 3 代金の支払方法 指定のとおり

### 4 その他必要事項

連絡先  
担当者名  
電話番号

# 委任状

平成 年 月 日

神奈川県知事 様

委任者（委任した人）

住 所 〒

名 前

㊞

※ 法人の場合は、法人の住所及び法人名、代表者名を記載すること  
連名申込みの場合は、代表者の住所及び名前を記載すること  
印鑑は実印を押印すること

私は、次の者を代理人と定め、普通財産の譲渡申込みに係る次の物件に関する一切の権限を委任いたします。

代理人（委任された人）

住 所 〒

名 前

㊞

電話番号

譲渡を希望する財産

- |           |                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------|
| (1) 名 称   | 旧県土整備事業用代替地                                                               |
| (2) 所 在 地 | 大和市代官二丁目 1 番45、1 番46、1 番48                                                |
| (3) 種 類   | 土地                                                                        |
| (4) 地 目   | 畑（1 番45、1 番46）、公衆用道路（1 番48）                                               |
| (5) 数 量   | 1 番45 133.75平方メートル<br>1 番46 133.95平方メートル<br>1 番48 175.52平方メートル（持分 2 分の 1） |

# 神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書

平成 年 月 日

今般、神奈川県がの随時募集物件を申込むにあたっては、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 2 条 2 号から 5 号に該当する者及びこれらのものと密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

また、神奈川県が、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

なお、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

## 神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（略）

## 1 随時募集申込物件

旧県土整備事業用代替地（大和市代官二丁目 1 番 45、1 番 46、1 番 48）

## 2 随時募集申込者

法人名もしくは個人名

代表者氏名

印

| (フリガナ)<br>代表者氏名 | 生年月日<br>(明治 M, 大正 T, 昭和 S, 平成 H) | 性別<br>(男・女) | 住 所 |
|-----------------|----------------------------------|-------------|-----|
|                 |                                  |             |     |

## 3 法人役員(取締役、監査人、監査法人等)

| 役職名 | (フリガナ)<br>氏 名 | 生年月日<br>(明治 M, 大正 T, 昭和 S, 平成 H) | 性別<br>(男・女) | 住 所 |
|-----|---------------|----------------------------------|-------------|-----|
|     |               |                                  |             |     |
|     |               |                                  |             |     |
|     |               |                                  |             |     |

[illegible]

# 県有財産売買契約書（案）

神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「甲」という。）と <契約者>（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の県有財産（以下「売買物件」という。）を乙へ売り渡し、乙はこれを買受ける。

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| （1）所在地 | 大和市代官二丁目1番45、1番46、1番48   |
| （2）地目  | 畑（1番45、1番46）、公衆用道路（1番48） |
| （3）面積  | 1番45 133.75平方メートル        |
|        | 1番46 133.95平方メートル        |
|        | 1番48 175.52平方メートル        |

（売買代金）

第2条 売買代金は、金<契約金額>円とする。

2 乙は、前項の売買代金を一括して甲の発行する納入通知書により、その指定する期日までに神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。

（違約金）

第3条 乙は、第2条第1項に定める売買代金の納入を遅延したときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該納入金額につき年2.7パーセントの割合で計算した額の違約金を甲の発行する納入通知書によりその指定する期日までに神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。

（所有権移転時期等）

第4条 本物件の所有権移転時期は、乙が第2条に定める売買代金を完納したときとする。ただし、前条により違約金が賦課された場合には、その違約金を完納したときとする。

（登記の嘱託）

第5条 乙は、前条により売買物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲はその請求により所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、第4条により所有権が移転した後、本物件を現況のまま乙に引渡すものとする。

（危険負担）

第7条 乙は、売買物件が、この契約締結後引渡しまでの間に、甲の責めに帰することができない事由により、滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免、若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（瑕疵担保）

第8条 乙は、この契約締結後売買物件に面積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることが

できないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

2 甲は、警察本部からの通知等に基づき、乙が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。)第2条第2号から第5号(以下「暴力団等」という。)に該当すること及び条例第23条に違反したこと並びに暴力団等と密接な関係を有することが判明したときは、この契約を解除しなければならない。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(条例の遵守及び用途制限等)

第10条 乙は、条例を遵守し、この契約の締結日から10年間、本売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時実地を調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなくて前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務及び実地調査等の違反に対する措置)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の10分の1に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。なお、当該違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(1) 第9条第2項の規定により、甲が契約を解除したとき。

(2) 第10条の規定に違反したとき。

(3) 前条第2項の規定に違反して正当な理由がなくて同条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第13条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしてしなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第15条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(返還金及び利息)

第16条 甲は、この契約を解除したときは、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。

ただし、この場合利息は付さないものとする。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第9条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

(印紙税の負担)

第18条 この契約の締結に必要な印紙税は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第19条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(相隣関係等への配慮)

第20条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約について、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横浜市中区日本大通 1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 住所

氏名